

払戻金制度についてのご案内

◆ 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後2カ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、求人者の責による解雇等、就職した者の免責が合理的と判断される事由の場合は、返還の適用を除外します。適用の除外は求人者と当社による協議の上で判断します。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。